スライド１　表紙

日本における障害者権利条約の批准の経緯と今後の課題

藤井克徳　日本障害フォーラム（JDF）幹事会議長

スライド２　障害者の状況

国際障害者年（1981年）

　「完全参加と平等」

　　↓　着実な発展

障害者権利条約（2006年採択、2014年日本批准）

　「他の者との平等を基礎として」

　　　（日本における市民一般の暮らしぶりとの格差是正）

　「インクーシブな社会」

　　↓　今後の課題～一層の努力

スライド３　障害者の数

身体障害者　393万７千人

知的障害者　74万１千人

精神障害者　320万1千人

＊国民のおよそ６％が何らかの障害

（出典：2015年度障害者白書）

→「谷間の障害」

難病、発達障害、難聴、視野狭窄、色覚障害、高次脳機能障害、吃音障害、認知症・・・

その一部または大半が障害の範囲に含まれていない。

スライド４　主要な法律

＊障害者を主対象としたもの、または特に関わりが深いものでは・・・

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

社会福祉法

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

発達障害者支援法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

身体障害者補助犬法

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

スライド５　障害者組織（１）

日本障害フォーラム（JDF　以下の13団体で構成）

日本身体障害者団体連合会

日本盲人会連合

全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

ＤＰＩ日本会議

全国手をつなぐ育成会連合会

全国脊髄損傷者連合会

全国精神保健福祉会連合会

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全国社会福祉協議会

日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

全国盲ろう者協会

スライド６　障害者組織（２）

全国規模で活動している主要な組織（JDF以外）

日本発達障害ネットワーク（正会員19団体、エリア会員44団体等で構成）

日本知的障害者福祉協会（居住や就労、相談活動を中心に6,014事業所で構成）

全国視覚障害者情報提供施設協会（99会員施設・団体で構成）

全国聴覚障害者情報提供施設協議会（50施設、4賛助会員で構成）

etc.

※（）内の数字は2015年度現在

スライド７　条約交渉過程

国連障害者権利条約特別委員会（2002-2006、全8回）

　→市民社会組織から延べ200人が参加

　→日本政府代表団に障害当事者が顧問として加わる（第2回～）

政府各省とJDFの意見交換会（2003-2006、全10回）

「国連障害者の権利条約推進議員連盟」（超党派で2005年設立）

　→市民社会組織との連携（政府・CSOを招いて総会開催、国連特別委への参加など）

スライド８　批准過程（１）

政府各省とJDFの意見交換会（2006-2013、全10回）

2009年3月、日本政府、条約承認案の閣議決定を見送り

　→JDFが拙速な批准に反対

　　「形式的な批准ではなく主要な関連法律の新設・改正を優先すべき」

　→政府・与党は受け入れ、この段階での批准は見送られた

2009年12月、政府に障がい者制度改革推進本部（本部長は内閣総理大臣）が設置

　→そのもとに、障がい者制度改革推進会議が開催（2010年1月～）

スライド９　批准過程（２）

障がい者制度改革推進会議（2010年1月～2012年3月、全38回開催）

　→26人の構成員のうち14人を障害者・家族が占めた

　→条約批准に向けた制度改革を当事者参加のもとに推進

　↓

障害者政策委員会（2012年7月～）

　→改正障害者基本法（2011年）に基づいて設置

　→現在は、条約33条に基づく監視機関と位置づけられている

スライド１０　批准過程（３）

障害者制度改革の取り組み

2011年7月　障害者基本法　改正

2012年6月　障害者総合支援法　制定

2013年6月　障害者差別解消法　制定

　→権利条約批准のための基本要件とされ、批准のための環境が整った

2013年12月4日　条約批准の承認案が国会で成立（全会一致にて）

2014年1月20日　日本政府は批准書を国連に寄託（同年2月19日に発効）。

＊第7回締約国会議（2014年6月）に、日本政府が締約国となって最初に参加

　（政府代表団にJDFの代表が顧問として同行）

スライド１１　報告過程（１）

2015年

　外務省「障害者権利条約第1回政府報告の留意点及び骨子」

　第1回政府報告案の起草・公表

　→市民社会組織から多くの意見

　→障害者政策委員会において、草案に関する協議、意見

　※草案本文の修正には至らなかった

　※報告案本文中に、障害者政策委員会が8項目について意見を加えた。

　　（第6条、第12条、第14条、第19条、第21条、第24条、第27条、第31条）

スライド１２　報告過程（２）

障害者の権利に関する条約

第１回日本政府報告案の構成

第1部 総論

Ⅰ　条約締結に至る経緯と現状

Ⅱ　我が国に関する基本的情報

Ⅲ　政策，戦略，法的枠組み，障害者差別に関する包括的な枠組み

Ⅳ　資源及び費用対効果の高い方法の追求

第2部　各論　第1条～第33条

付属　議論の整理～第３次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～

統計・データ　障害者数、暮らし、子育て・教育、就労・収入、バリアフリー化

※政府による「意見募集」が行われた。（2016/1/15-2/13）

スライド１３　審査過程

2016年　第1回政府報告の提出

　↓

数年後：　障害者権利委員会における日本の審査

・政府報告を受けて、市民社会組織の役割がますます重要に

・セミナー、シンポジウム等の開催、国連会議傍聴等

　→審査過程への参画に向けた連携づくり

スライド１４　障害のない市民の生活水準との平等性

批准後の重点政策課題（１）

障害のない市民の生活水準との平等性

例えば；

①本格的な所得保障制度の確立

②家族依存政策からの脱却

③就労関連政策の改善

スライド１５　グラフ　障害のある人の所得状況　～民間給与との比較～

民間給与　345,833

障害年金1級　81,258

2級　65,008

出典：民間給与　国税庁民間給与実態調査2014年分

スライド１６　障害種別間の格差是正

批准後の重点政策課題（２）

障害種別間の格差是正

・政策の進展：身体障害者が先行、知的障害者が続き、精神障害者に遅れ

・「谷間の障害」の課題

スライド１７　固定化の様相にある問題現象の解決

批准後の重点政策課題（３）

「固定化」した問題の解決

例；

・精神科病院における「社会的入院」問題

・インクルーシブという観点からの教育のあり方

スライド１８　グラフ　精神病床の平均在院日数　～主要国との比較～

日本　284.7

韓国　93.8

イギリス　42.8

ニュージーランド　24.1

ドイツ　23.7

イタリア　12.9

フランス　5.2

出典：各国－OECD Health Data 2013

　　　日本－平成25年（2003）病院法億

※各国で定義が異なる

スライド１９　グラフ　精神病床の年次推移

1965年　172,950

1995年　362,154

2105年　336,155

出典：厚生労働省医療医療施設動態調査、直近は2015年10月概況

スライド２０　関連する基礎データの集約・集積、公開

批准後の重点政策課題（４）

関連する基礎データの集約・集積、公開

・障害者と障害のない市民を比較するデータが皆無に近い

　→「他の者との平等を基礎として」

・統計法に基づいた基礎データ集約の必要性

　→政府報告案にも課題が指摘されている

スライド２１　政策審議システムの改善

批准後の重点政策課題（５）

政策審議システムの改善

・権利条約第4条3項に沿って具体化が必要

　→障がい者制度改革推進会議の例（2010年1月～2012年7月）

　→原則、すべての政策審議会に、一定割合の障害者の参加を

スライド２２　権利条約の社会への周知・工夫

批准後の重点政策課題（６）

権利条約の社会への周知・工夫

・権利条約は、社会のあり方自体を問うもの

・「えほん障害者権利条約」の例

・マスコミとの連携をはじめ、さらなる工夫を

スライド２３　JDFの課題

・これまで一貫して市民社会組織の立場で権利条約に関与

・今後もこれを継続

　→パラレルレポートの作成準備

　→締約国会議や障害者権利委員会などの傍聴活動

　→JDF「障害者権利条約推進委員会」の強化　etc.

○権利条約を「共通言語」としながら、

　その共感を礎に、今後とも各国と交流を深めていきたい